

入札結果閲覧簿

公表 平成17年05月27日

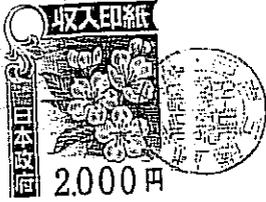
- 1 入札執行年月 平成17年05月27日
- 2 工事等の名称 小山小学校校舎等の建設に関するPFI導入可能性調査委託
- 3 工事等の場所 流山市十太夫地先
- 4 落札者 日本工営 株式会社
- 5 落札金額 4,725,000 円

入札業者	入札金額(円)	
	第1回	第2回
株式会社 佐藤総合計画	4,800,000	
株式会社 日建設計	4,800,000	
日本工営 株式会社	4,500,000	
株式会社 日本設計	4,900,000	
株式会社 ニュージェック	5,700,000	

上記金額に100分の5に相当する金額を加算した額が会計法上の申込みに係る価格である。

契約番号

N 173081



業務委託契約書

- 1 委託業務名 小山小学校校舎等の建設に関するPFI導入可能性調査委託
- 2 履行期間 自 平成 17年 6月 3日
至 平成 17年 10月 31日
- 3 委託料 $\yen 4,725,000$ 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) $\yen 225,000$ 円
- 4 契約保証金 免 除

上記の委託業務について、委託者と受託者とは各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 17年 6月 2日

委託者 住所 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1
流山市
氏名 流山市長 井 阿 義 治

受託者 住所 千葉県千葉市中央区新田町2-6
日本工営株式会社千葉営業所
氏名 所 長 橋 本 進

課長	課長補佐	係長	係	監督員
				

請負・契約代金(変更)内訳書

契約件名	小山小学校校舎等の建設に関するPFI導入可能性調査委託		入札番号	173081
場所等	流山市十太夫地先	契約年月日	年 月 日	
工期又は履行期間	自 平成 年 月 日 至		平成17年10月31日	
請負・契約代金額(当初)	4,725,000		円	
前回までの増減額			円	
今回増減額			円	
変更後請負・契約代金額			円	

上記請負・契約代金の内訳明細は、別紙のとおりです。

平成17年6月3日

住所 千葉県千葉市中央区新田町2-6
 氏名 日本工営株式会社 千葉営業所 所長 橋本 進

流山市長 様

- (注)1 本書は、契約締結後7日以内に提出すること。
- 2 内訳明細表は、適宜の用紙を用いること。
- 3 変更契約に伴う内訳明細表は、変更前を上段に朱書きし、変更後を下段に黒書きすること。
- 4 変更方法が入札の場合は2部、それ以外の場合は、1部提出すること。



No. _____

内訳明細書

年 月 日

流山市長 殿

千葉県千葉市中央区新田町
2-6 三和ビル 2階
日本工営株式会社
千葉営業所
所長 橋本 進

合計金額 ¥4,725,000.-

件 名：小山小学校校舎等の建設に関するPFI導入可能性調査委託

番号	費目	金額	備考
I	直接人件費	¥1,780,300.-	別紙内訳表参照
II	技術経費 (I × 110%)	¥1,958,330.-	
III	諸経費 ((I + II) × 20%)	¥747,726.-	
IV	直接経費		別紙統括表参照
	交通費	¥10,000.-	
	報告書印刷費	¥50,000.-	
	小計	¥4,546,356.-	
	改め(千円以下切捨て)	¥4,500,000.-	
	消費税(5.0%)	¥225,000.-	
	合計	¥4,725,000.-	

完了(納)届
一部完了(納)届
部分払申請書
(第 回目)

市長	助役	教育長	部長	次長	課長	課長補佐	係長	係	監督員
									

契約名 小山小学校校舎等の建設に関するPFI導入可能性調査委託		
場所 流山市十太夫地先		
契約日 平成16年6月2日	履行期間 平成16年6月3日 ~ 平成17年10月31日	完了(納)・出来形日 17年10月31日
契約代金額 ¥4,725,000 円	既受領額 ¥0 円 (うち、前払金額 ¥0 円)	今回までの出来高 100 % ¥4,725,000 円
完了したので 上記のとおり 一部完了したので 検収をお願いします。 部分払を受けたいので 17年10月31日 受託者 千葉県千葉市中央区新田町2-6 (納入者) 日本工営株式会社 千葉営業所  流山市長 井崎 義治 様		受付欄(受理年月日) 

検収調書

市長	助役	教育長	部長	次長	課長	課長補佐	係長
							

契約者名 日本工営株式会社 千葉営業所 所長 橋本 進	完了(納)日 17. 10. 31		
品名又は件名 小山小学校校舎等の建設に関する PFI導入可能性調査委託	数量 一式	単価 円	金額 4,725,000 円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円

(税込)

上記のとおり検収いたしました。

検収良否 良 否

平成17年11月2日発行

検収員職氏名課 長 高橋 茂男 

流山市長 井崎 義治 様

別表（第46条関係）

適用除外対象条項	○印欄
第4条（契約の保証）	○
第27条（前払）から第29条（前払金の使用等）まで	
第30条（部分払）	
第31条（継続費又は債務負担行為に係る契約の特則）から 第33条（継続費又は債務負担行為に係る契約の部分払の 特則）まで	○
第34条（第三者による代理受領）	○

以上

(総則)

- 第1条 委託者(以下「甲」という。)及び受託者(以下「乙」という。)は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を甲に引き渡すものとし、甲は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 甲は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を乙に対して行うことができる。この場合において、乙は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 乙は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 8 この契約及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行われなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合においては、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 甲及び乙は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(内訳書及び工程表の提出)

- 第3条 乙は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づいて、業務委託料の内訳書及び業務の工程表を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、前項の工程表を受領した日から7日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、甲は、必要があると認められるときは、乙に対して内訳書及び工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- 一 契約保証金の納付
 - 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
 - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

に定めるところによる。

- 2 乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に借用書を提出しなければならない。
- 3 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 乙は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、故意又は過失により貸与品が滅失し若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償をしなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

- 第12条 乙は、業務の内容が設計図書又は甲の指示若しくは甲乙協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

- 第13条 乙は、業務を行うに当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- 三 設計図書の表示が明確でないこと
- 四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること
- 五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

- 2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内にその結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

- 第14条 甲は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下本条及び次条において「設計図書等」という。）の変更内容を乙に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

- 第15条 甲は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 2 甲は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る乙の提案)

- 第16条 乙は、設計図書について技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

た日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第24条 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会の上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 甲は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、乙が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 乙は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

第25条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 甲がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第26条 甲は、第24条第3項若しくは第4項又は第30条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合において、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第1項の規定により、成果物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第27条 乙は、保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証期限とし、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下本条及び次条において「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、業務委託料の10分の3（当該金額が6,000万円を超える場合にあっては6,000万円）以内の前払金の支払を甲に請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 乙は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3（当該金額が6,000万円を超える場合にあっては6,000万円）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 乙は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、乙は、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第30条の規定による支払をしようとするときは、甲は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

5 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.6パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

- 2 契約会計年度について前払金の支払を行わない旨が設計図書に定められている場合においては、前項の規定による読替え後の第27条第1項の規定にかかわらず、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。
- 3 契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められている場合においては、第1項の規定による読替え後の第27条第1項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（円以内）を含めて前払金の支払を請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における委託代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替え後の第27条第1項の規定にかかわらず、乙は、委託代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 5 前会計年度末における委託代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第28条第3項の規定を準用する。

（継続費又は債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第33条 継続費又は債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における委託代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、乙は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第30条第3項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{委託代金相当額} \times 9 / 10$$

$$- (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額})$$

$$- \{ \text{委託代金相当額} - (\text{前年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額}) \}$$

$$\times \text{当該会計年度前払金額} / \text{当該会計年度の出来高予定額}$$

- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

平成	年度	回
平成	年度	回
平成	年度	回

（第三者による代理受領）

第34条 乙は、甲の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第25条の規定に基づく支払をしなければならない。

（かし担保）

第35条 甲は、成果物にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第24条第3項又は第4項の規定による引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は、10年とする。

- 3 甲は、成果物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。

- 4 第1項の規定は、成果物のかしが設計図書の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第36条 乙の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、業務委託料から第30条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.6パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 甲の責に帰すべき事由により、第25条第2項（第30条において準用する場合を含む）

領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、第37条の規定による解除にあつては、当該余剰金額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.6パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第38条又は第39条の規定による解除にあつては、当該余剰金額を甲に返還しなければならない。

- 3 乙は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(談合その他の不正行為に係る甲の解除権)

第42条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。)第48条第4項、同法第53条の3又は同法第54条の規定による審決(同法第54条第3項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。)を行い、当該審決が確定したとき(独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして独占禁止法第48条の2第1項の規定する課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第48条の2第6項の規定により、確定した審決とみなされたとき又は同法第49条第2項に規定する当該課徴金納付命令に係る審判手続きが開始され、同法第54条の2の規定により、当該課徴金の納付を命じる審決が確定したとき(同法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

三 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があつたとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

四 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は第198条の規定に該当し、刑が確定(執行猶予の場合を含む。)したとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、甲が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、本契約書第37条第2項及び第3項の規定を準用する。

3 前項の場合において、契約解除に伴う措置については、本契約書第41条中「第37条」とあるのは、「第42条」と読み替えて、これらの規定を準用する。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第43条 乙は、この契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当するとき(前条第1項第1号及び第3号については、独占禁止法第3条、同法第6条、同法第8条第1項第1号、第2号又は同法第19条に規定する違反行為に該当する場合に限る。)は、甲が契約を解除するか否かを問わず、請負代金額の10分の1に相当する賠償金に請負代金額の支払いの日から当該賠償金の支払いの日までの日数に応じ年3.6パーセントの割合で計算した額の利息を付して支払わなければならない。ただし、前条第1項第1号及び第3号(同項第2号の審決に係るものを除く。)のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であつた者に同項に規定する賠償金及び利息の支払いを請求することができる。この場合において、乙の代表者であつた者及び構成員であつた者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償の額を超える場合にお

別表(第47条関係)

○印欄	適用除外対象条項
	第4条(契約の保証)
	第27条(前金払)から第29条(前払金の使用等)まで
	第30条(部分払)
	第31条(継続費又は債務負担行為に係る契約の特則)から第33条(継続費又は債務負担行為に係る契約の部分払の特則)まで
	第34条(第三者による代理受領)